開発許可制度の概要及び申請方法 の手引き



本冊子の活用方法

本冊子は、開発許可制度及び申請方法について簡単に分かりやすくまとめたものです。 開発許可申請から完了までの流れ(フロー)や、申請書類についての記載例やチェック シートを掲載させていただきました。申請の際にご活用いただき、開発行為等事務処理要領 の補完資料としてご利用いただければ幸いです。

申請の際に書類等の不備がないように、適正な申請をよろしくお願いします。

目 次

1	開発許可制度の目的及び概要について	…P 1
2	開発行為について	…P 4
	(1) 開発許可の流れ(フロー)	…P 9
	(2) 開発予備審査について	…P13
	(3)都市計画法 32 条協議について	…P14
	(4)申請のためのチェックシート	…P15
	(5)工事着手届及び開発行為許可標識掲示について	P21
	(6)変更届及び変更承認申請について	P22
	(7)制限解除の手続き及び検査について	P23
	(8)工事の完了及び検査について	…P25
	(9) 寄付申込みについて	…P27
3	申請書類の記載例について	…P28
4	開発登録簿について	P50

1 開発許可制度の目的及び概要について

開発許可制度の目的

- ①都市周辺部における無秩序な市街化の防止(都市計画区域内を市街化区域と市街化 調整区域に区分した目的を担保すること): 主として立地基準(法第34条)
- ②良質な市街地の整備(公共施設や排水施設等必要な施設の整備の義務付け等)
 - : 主として技術基準(法第33条)
- ③都市計画区域の内外を問わずに適正な制限のもとに土地を合理的に利用

開発許可制度の概要

(1) 開発許可

開発行為を行おうとする者は、次に掲げる開発行為を除き、都道府県知事の許可を 受けなければならない。(本市については、静岡県事務処理の特例に関する条例(平成 11年静岡県条例第56号)において、知事の開発許可等の権限が委譲されている。)

- ①開発行為の規模が「許可不要の規模」に該当する場合
- ②「許可不要の開発目的等」に該当する場合 なお、申請手続(申請書・添付書類等)は、開発行為等事務処理要領による。

◎開発許可の対象区分(詳細は立地基準を参照)

			開発許可関係	
×	分	許可不要の規 模(注1)	 許可不要の開発目的等 	適用基準
都市	市街化区域	1,000 ㎡未満	法第 29 条第 1 項第 3~11 号	法第33条
区域	市街化調整 区域		法第 29 条第 1 項第2~11 号	法第 33 条 法第 34 条

(注1) 法第29条第1項第1号•令第19条

(2) 開発許可申請前に行っておくべきこと等

- ①開発行為に関係する公共施設の管理者との協議とその同意の取得・公共施設の 管理者となるべき者との協議
- ②開発区域内の妨げとなる権利者の相当数の同意の取得(すべての権利者の同意を取得することが望ましい。)

- ③設計者が一定の資格者であること(規模が 1ha 以上の開発行為の場合)
- ④工事施工者が開発行為に関する工事を完了するために必要な能力を有すること (自己居住用の住宅目的、1 ヘクタール未満の自己の業務用目的の場合を除く。)

(3) 許可の要件

- ①申請手続きが適法になされていること。
 - …申請書及び添付書類等が適切で、かつ、不足していないこと等
- ②法第33条に定める「技術基準」に適合していること。

(目的:優良な宅地水準の確保等)

③市街化を抑制すべき「市街化調整区域」における開発行為(第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。)については、法第34条各号に定めるいわゆる立地基準に該当すると認められること(目的:市街化の抑制)。

(4) 開発許可を受けた土地における建築等の制限(法第42条第1項)

開発許可を受けた開発区域内においては、開発行為に関する工事の完了公告後は、

- 下記理由を除き、予定建築物等以外の新築等や用途変更等をすることはできない。
- ①当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域に おける環境の保全上支障がないと知事(市)が許可したとき
- ②用途地域等が定められているとき
 - (注) 規制の理由: 開発許可は技術基準及び立地基準に該当するもののみ許可しているので、それを担保するため……従って、(5)①の許可の要件: 技術基準及び立地基準への適合

(5) 市街化調整区域内(開発許可を受けた開発区域を除く。) における建築等の制限 (法第43条第1項)

- ①市街化調整区域(法第 42 条第 1 項の規定が適用される開発許可を受けた開発区域を除く。)においては、許可を受けなければ、次の場合を除き、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることができない。
 - ア 法第29条第1項第2号若しくは第3号に規定する建築物の新築・改築若しくは第一種特定工作物の新設、又は同建築物への用途変更
 - イ 法第43条第1項第1号から第5号までに規定するもの
- ②この許可の基準は、法第 43 条第 2 項の規定に基づき令第 36 条に定めるところであるが、令第 36 条第 1 項第 3 号に規定するいわゆる立地基準に該当すると認めるときでなければ、許可をしてはならないこととされている。
- (注) 規制の理由:市街化を抑制すべき市街化調整区域内においては、開発行為を 規制しているが、その規制の実効性を確保するために建築物の建築等を規制

開発行為許可申請に関係する要領及び基準について

- ・都市計画法による開発行為等の手引き(立地基準)
- 都市計画法による開発行為等の手引き(技術基準)
- 開発行為等事務処理要領

上記基準、要領に基づき申請手続きをお願いします。

市のホームページ https://www.city.iwata.shizuoka.jp/ トップページ > 産業・ビジネス > 開発 > 開発許可制度



2 開発行為について

法第4条第12項 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

~都市計画法による開発行為等の手引き(立地基準)より抜粋~

【本市の運用】

(1)「主として建築物(特定工作物)の建築(建設)の用に供する」

敷地全体について、機能的な面から判断して、その利用目的が建築物(特定工作物) に係るものであるか否かによって、判断する。

したがって、区画形質の変更を行う土地の一部に建築物が建築される場合であって も建築物の機能が土地全体の利用態様からみて付随的なものと認められる場合には、 開発行為に該当しない。

例えば、屋外駐車場に付随施設として料金徴収所(建築物)を建築したとしても、 「主として建築物の建築の用に供する」には、該当しない。

(2)「供する目的」

「供する目的」とは、土地の区画形質の変更を行う主たる目的が、建築物(特定工作物)を建築(建設)することにあることを意味する。

(留意点)

屋外駐車場や露天資材置場を建設するための造成は、開発行為に当たらず規制の対象にはならない。しかし、駐車場等として相当の期間使用した後、建築物の建築をしようとする段階で規制の対象となる。

(3)区画形質の変更

区画形質の変更:「区画のみ変更」、「形質のみ変更」又は「区画及び形質の変更」 ア 区画の変更

建築物の建築又は特定工作物の建設のための土地の区画の変更、すなわち、道路、 生垣等による土地の物理的状況の区分の変更をいい、単なる区画だけの変更、つま り、分合筆のような権利区画の変更は、開発行為ではない。

ただし、次のように土地の権利区画と物理的な境界が異なる場合には、物理的な境界によって判断することになるので留意すること。

- ①いわゆる路地状敷地のように、土地の権利上(公図上)は建築物の敷地が旗竿状に延長されたものとなっていたとしても、宅地分譲(これに類する場合を含む。)にあたって(分譲中はもとより分譲の前後を問わない。)、道路(複数の敷地の共通の通路を含む。以下同じ。)を構築する行為(既存の道路を拡幅する場合等を含む。)は区画の変更に該当する。
- ②位置指定道路を指定又は廃止する行為は、区画の変更に該当する。

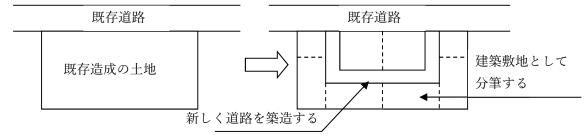
<u>次のいずれかに該当する場合は、原則として区画の変更には該当しないものと</u>して差し支えない。

- ①建築基準法第42条第2項の規定に基づき道路とみなされる場合の敷地の減少
- ②市町村等の行政指導に協力して道路を拡幅することに伴う敷地の減少
- ③既存宅地の中に介在している官地・位置指定道路で、その本来の機能を失って久 しいものの用途を廃止し、一体的に利用する行為
- ④適法な建築物が現存している(建築中を含む)敷地の境界にへい、かき、さく等を設置する行為
- ⑤旧住宅地造成事業に関する法律に基づき完了した住宅団地内の宅地において、隣接する宅地の区画と一体的に利用して戸建て専用住宅を建築する行為(形質の変更が伴わないものに限る)で、原則として関係する全ての区画の面積が縮小しないもの
- ⑥都市計画法に基づき開発許可を受けた住宅団地内の宅地において、隣接する宅地の区画と一体的に利用して戸建て専用住宅を建築する行為(形質の変更が伴わないものに限る。)で、原則として関係する全ての区画の面積が縮小しないもの。

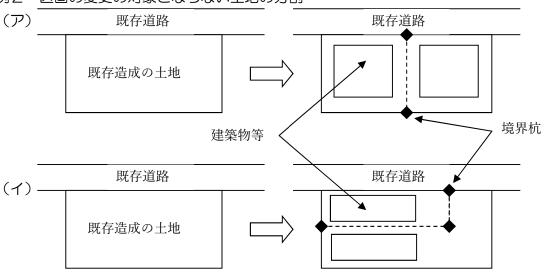
土地の分割又は土地の増加の事例としては、次の事例が考えられるが、例 1 は、 道路を築造する行為であり、開発行為に該当する。

例2及び例3は、境界杭を設置したのみであることから都市計画法上、特に規制の必要はないものと判断されるので、許可を要する区画の変更として取扱わず、 したがって、開発行為に該当しない。

例1 開発行為に該当する土地の分割

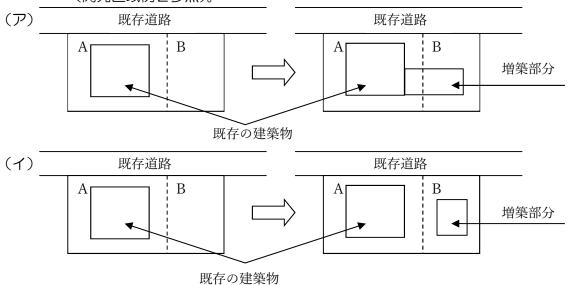


例2 区画の変更の対象とならない土地の分割



例3 区画の変更の対象とならない土地の増加

※ Bの土地が形質の変更を伴わないとき(Bが宅地である場合)に限る。 A、Bは土地の権利者。増築を伴わない敷地の増加の場合も同様 (開発区域例2参照)。



イ 形質の変更

「形質の変更」とは、「形状の変更」又は「性質の変更」を意味する。

「形状の変更」は、切土、盛土、整地、抜根等の物理的行為を加えることをいう。 次のいずれかに該当する場合は、原則として形状の変更には該当しないものとし て差し支えない。

- ①市町等の行政指導に協力して調整池(その排水路を含む)を設置するために行う 一体不可分な土地の掘削等
- ②建築物の建築と一体不可分の工事と認められる基礎打ち、根切等の行為

「性質の変更」とは、宅地以外の土地を宅地として利用することをいう。

農地、森林、屋外駐車場や露天資材置場等の雑種地、池沼等の「宅地以外の土地」を「宅地」として利用する行為は性質の変更に該当するが、適法な既存建築物の敷地(跡地)や市街化調整区域において既存宅地の確認を受けた土地は、原則宅地として差し支えない。

また、小規模な敷地におけるわずかな形質の変更は、公共施設の整備の必要性及 び周辺への影響が小さいことから、許可を要する開発行為としてとらえる必要性は 低いものと考えられる。

- 許可を要する開発行為として捉える数値基準
 - i 盛土をした土地の部分の高さが50センチメートルを超えるもの。
 - ii 切土をした土地の部分の高さが1メートルを超えるもの。

- iii 盛土と切土を同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の 部分の高さが50センチメートル以下で、かつ、当該切土及び盛土をした土地 の部分の高さの合計が1メートルを超えるもの。
- iv 前記の一に該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をして行う 土地の面積が 500 平方メートルを超えるもの。
- ∨ 宅地以外の土地を宅地とする場合で、その面積が 500 平方メートルを超えるもの。

(4) 菜園分讓、現況有姿分讓

「菜園分譲」、「現況有姿分譲」等と称して区画形質の変更を行うものについては、区画割、区画街路、擁壁の設置状況、販売価格、利便施設の整備状況等を総合的にみて、建築目的と客観的に判断し得るものであれば、たとえ宣伝文書中に「建築不可」の文言があったとしても開発行為に該当する(国の指針 I -1-2-(2)参照)。

第4 開発区域

法第4条第 13 項 この法律において「開発区域」とは、開発行為をする土地の 区域をいう。

【本市の運用】

※ 開発区域

「開発区域」とは、開発行為の定義及び法第32条、第39条から判断して、開発区域は、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供するために土地の区画・形質の変更を行う区域をいう。

区域を定めるにあたっては、単に土地の所有権を有するとか、又は、土地の登記 簿上1筆になっているからといって、開発を行わない区域を含めて、開発区域とす るのは好ましくない。

例1 両方の敷地に建築物がまたがる場合

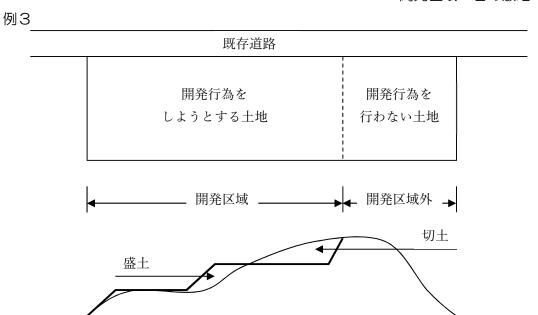


開発区域二全体

例2 単なる敷地増の場合



開発区域=右の敷地



※ 一体開発(質疑応答集)

市街化調整区域内の宅地に営業所を建設し、さらにこれと併行して同敷地に近接する他人所有の農地を借り受けて造成し、同営業所の専用駐車場を建設する行為は、行為主体の同一性、駐車場の利用目的(専用駐車場か否か)、物理的位置関係(隣近接の程度)、時期的関係等からみて、土地利用行為が一体不可分で一連のものと認められる場合には、全体として開発行為に該当する。

〇一体開発等については、「開発行為における一体性・計画性に関する判断基準」を参照してください。

市のホームページ https://www.city.iwata.shizuoka.jp/

トップページ > 産業・ビジネス > 開発 > 開発許可制度



(1) 開発許可の流れ(フロー)

①事業計画の相談

※申請地が農振農用地(青地)の場合、事前に除外申請が必要です



関係各課に事前協議を行う(道路河川課、都市計画課、農林水産課、上下水道総務課等)

②土地利用事業の承認申請(開発予備審査)

- ・新たに土地を造成(切土・盛土)し、もしくは道路や水路等の公共施設を新設 又は廃止して建築物を建築する場合で、その面積が 1,000 ㎡以上となるもの。
- ・建築物の有無にかかわらず土地の利用目的を変更する場合で、その面積が 1,000 m以上となるもの。
- 大規模な施設の更新で、その面積が一定規模を超えるもの。



(※詳細は土地対策グループにご相談ください)

③審議結果通知

- 審議結果通知書により、事業者あてに通知します。
- ・条件、指示事項に対する措置について関係課の各担当者と協議を行い、措置表 を作成し、都市計画課に提出する。



④法第32条協議

- 2部提出(正本1部、副本1部)
- ・公共施設管理者との協議。(道路、調整池、下水道管外)



5開発許可申請

※主として建築物の建築、特定工作物の建設を目的で行うもの

市街化区域

… 1,000 ㎡以上の土地の区画形質の変更がある場合

市街化調整区域 … 土地の区画形質の変更がある場合



【性質変更の面積は500㎡を超える場合】

※性質の変更とは宅地以外の土地を宅地化する場合

⑥審查 • 開発許可決裁



- ・2部提出(正本1部、副本1部)、提出時期は随時受付。
- ・審査期間は30日間程度



⑦許可書の交付



- ・関係各課の決裁終了後、申請者にご連絡いたします。
- ・農地転用が関係する内容は、許可日が農転の許可日と同日になります。
- ・許可書を交付する際に手数料をいただきます。 (別添の手数料一覧表を参照)
- 8工事着手届
- 1 部提出添付資料 工程表、開発行為許可標識の写真 及びその他必要な書類



- 9変更届及び変更承認申請
- 変更届は 1 部
- ・変更許可申請は2部提出(正本1部、副本1部)
- ※下記軽微な変更以外は変更承認申請に該当する場合がありますので、 変更がある場合は、都市計画課に相談してください
 - ・変更届(軽微な変更)
 - ①設計変更のうち予定建築物等の敷地の形状の変更(但し、次のものを除く)
 - ・予定建築物等の敷地の規模の 1/10 以上の増減を伴うもの
 - 住宅以外の建築物又は第 1 種特定工作物の敷地の規模の増加を伴うもので、当該敷地の規模が 1,000 ㎡以上となるもの。
 - ②工事施工者の変更。ただし、主として、自己用住宅の開発行為又は自己業務 用の建築物の開発行為(開発区域の面積が1ha以上は除く)以外の開発行 為は、工事施工者の氏名、名称又は住所の変更に限る。
 - ③工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更



10制限解除検査

- 2部提出(正本1部、副本1部)
- ・現地検査日は、予め都市計画課と調整すること

法37条(建築制限等)

開発許可を受けた開発区域内の土地については、前条第 3 項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の一つに該当するときは、この限りではない。

- 1 当該開発行為に関する工事用の仮設建築物(特定工作物)を建築(建設)するとき、※その他都道府県知事(磐田市)が支障ないと認めたとき。
- 2 第 33 条第 1 項第 14 条に規定する同意をしていない者が、その権利として建築物を建築し、又は特定工作物を建設するとき。

- ①書類審査(書類は遅くとも現場検査の1週間前までに提出してください)
- ②現場検査(事前に日程を市と調整してください)
- 現地検査では、防災施設(調整池)、擁壁、排水施設等を中心に検査をします。
- ・高さや寸法を測定しますので、レベルを測定する機器の準備をお願いします。



⑪制限解除検査結果通知

- ・制限解除検査実施後、下記書類を提出してください。
 - ①検査値が記載の図面等の書類(比較が分かるように色分けをしてください)
 - ②手直し・指示事項の報告(完了報告書 様式 23号)
- 内容を確認のうえ、決裁終了後に結果通知をお渡しします。



12完了届

• 1 部提出

- 工事完了後速やかに完了届書を提出してください。
 - ①書類審査(書類は遅くとも現場検査の1週間前までに提出してください)
 - ②現場検査(事前に日程を市と調整してください)
- ・現地検査では、防災施設(調整池)、擁壁、排水施設等を中心に検査します。
- 高さや寸法を測定しますので、レベルを測定する機器の準備をお願いします。



(3)検査済証の交付

- 完了検査終了後、下記書類を提出してください。
 - ①検査値が記載の図面等の書類(比較が分かるように色分けをしてください)
 - ②手直し・指示事項の報告(完了報告書 様式 23号)
- 内容を確認のうえ、決裁終了後に検査済証をお渡しします。



14完了公告

• 開発行為の完了公告を行い完了。



15 開発登録簿の調製及び保管

都市計画課内において、下記書類を保管します。

- (1) 開発登録簿
 - (①開発許可年月日、②予定建築物等の用途、③公共施設の種類、位置及び区域、
 - ④開発許可の内容、⑤第41条第1項の規定による制限の内容 等の記載)
- (2) 位置図及び土地利用計画平面図



16寄付申込申請

※正本は1部、副本は関係各課1部ずつ

法32条協議済みの公共施設の寄付申込申請を受け付けます。



⑪所有権移転登記

寄付申込書に基づき、所有権移転登記の手続きを行います。



18寄付承諾書の交付

登記完了後、寄付承諾書を申請者に交付します。

(2) 開発予備審査について

開発行為事務処理要領には、「開発許可申請をする者の利便性を図るため、その者 の依頼により、あらかじめ、開発行為予備審査を行うものができるものとする。ただ し、磐田市土地利用事業の承認を受けなければならない事業については、この限りで ない。」との記載があります。

当市では、この土地利用事業承認申請を「開発行為予備審査」と位置付けて行って います。

〇土地利用申請

一定規模以上の土地の利用にあたっては、「磐田市土地利用事業の適正化に関する 指導要綱」に基づき、「施行区域及びその周辺の地域における災害を防止すること」、 「良好な自然及び生活環境の確保を図り、市の均衡ある発展に資すること」を目的と して、土地利用対策委員会において審査・指導を行っております。

「土地利用事業に関する指導要綱」に基づき、申請手続きをお願いします。 市のホームページ https://www.city.iwata.shizuoka.jp/

トップページ > 産業・ビジネス > 開発 >

『十地利用事業に関する指導要綱』に基づく承認申請



①事業計画の相談

- 事務局及び関係各課と事業計画については事前に相談していただきます。
- 事務局: 都市計画課(土石採取事業については、道路河川課)



除外申請(青地)

申請地が農振農用地(青地)の場合は、土地利用の申請の前に農用地除 外申請が必要になります。担当課:農林水産課

②土地利用承認申請

- •申請内容によっては、事前協議書の提出が必要になります。
- 申請締切日は毎月10日前後。ただし、9・2・3月は異なります。 スケジュール等の詳細は事務局に確認願います。(都市計画課)



③土地利用対策委員会

現地調査 ⇒ 委員会での審議



※現地調査は条件に該当する申請について、必要に応じて 実施します。

④審議結果の通知、審議結果の措置

- ・審議結果通知書により、事業者あてに通知します。
- 措置について、関係課の担当者と協議し、措置表を 提出してください。(都市計画課)

(3)都市計画法 32 条協議について

公共施設を新設又は移設する場合、開発許可申請の前に、都市計画法 32 条に基づき、 施設の管理者と協議をする必要があります。

※都市計画法より抜粋

(公共施設の管理者の同意等)

第32条 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

1 協議資料

2部提出(正本1部、副本1部)

- 都市計画法第32条の規定に基づく同意申請書 【記載例:P29】
- 新設する公共施設一覧表 【記載例:P30】
- 添付書類
- (1)位置図
- (2) 公図写
- (3) 計画平面図
- (4) 求積図
- (5) 構造図
- (6) その他必要とする書類

2 協議の終了について

・内容を審査・決裁(担当課にも合議)のうえ、(様式第9号)都市計画法第32条 の協議を了した証を副本と併せて交付します。

(4) 申請のためのチェックシート

〇開発行為許可申請をする場合は、下記書類を提出してください。 2部提出(正本 1 部、副本 1 部)

チェック	内容
	1 開発許可申請書(様式第5号)【記載例:P31】
	2 申請者の住民票の写し又は、法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
	3 予備審査結果通知に対する措置状況を示す書類(土地利用措置報告等)
	4 設計説明書(様式第6号)【記載例:P32】
	5 公共施設の管理者の同意及び協議書(様式第7号及び第8号)
	6 開発区域内権利者一覧表(様式第9号)
	7 開発行為の施工等の同意書(様式第 10 号)※印鑑証明を添付すること。
	8 設計者の資格に関する申告書(様式第 11 号)※開発区域面積が 1ha 以上のものに限る。
	9 申請者の資力及び信用に関する申告書(様式第 12 号) ※自己の居住用住宅の建築のための開発行為又は自己の業務用の建築物のための開発行 為で、開発区域の面積が 1ha 未満の開発行為を除く。
	10 資金計画書(様式第 13 号) ※自己の居住用住宅の建築のための開発行為又は自己の業務用の建築物のための開発行 為で、開発区域の面積が 1ha 未満の開発行為を除く。
	11 工事施工者の能力に関する申告書(様式第 14 号) ※自己の居住用住宅の建築のための開発行為又は自己の業務用の建築物のための開発行 為で、開発区域の面積が 1ha 未満の開発行為を除く。
	12 設計図書(設計図書等作成要領チェックシート参照)
	13 土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)

様式については下記ホームページを参照してください

市のホームページ https://www.city.iwata.shizuoka.jp/

トップページ > 産業・ビジネス > 開発 > 開発許可制度



設計図書等の作成要領チェックシート

設計図書については、下記について確認のうえ、ご提出願います。

チェック	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
	1 開発区域	1/50,000	方位 ・ 地形	・地形図を準備するこ
	位置図	以上	・ 開発区域の位置	ح
			・開発区域周辺の主要な道路及び交通機関の位置及び名称	
			• 放流先河川の位置及び名称	
	2 現況図	1/2,500	・方位 ・ 開発区域の境界	
		以上	• 標高差を示す等高線 (2mの標高差を示すものであること。)	
			• 植生区分	
			• 建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状	
			• 開発区域内及び開発区域周辺の道路、公園、緑地、広	
			場、河川、水路、取水施設その他の公共施設並びに官公	
			署、文教施設その他の公益的施設の位置及び形状	
			• 道路の幅員、道路交点の地盤高、河川又は水路の幅員	
			・政令第28条の2第1号に規定する樹木及び樹木の集団の	・1ha以上のもののみ
			位置	
			・政令第28条の2第2号に規定する切土又は盛土を行う部	・1ha以上のもののみ
			分の表土の位置	
	3 公図写	公図どおり	• 方位	• 開発区域周辺も適宜表示
			• 開発区域の境界	すること
			• 市町村の区域内の町又は字の境界	・公共用地は次によりうす
			・土地の地番及び形状	く着色すること
			・開発区域外で開発行為に関する工事を行う土地の位置	公道=赤 水路=青
				堤塘敷二うす黒
	4 開発区域	1/2,500	開発区域並びにその区域を明らかに表示するために必要	
	区域図	以上	な範囲内において、都道府県界、市町村界、市町村の区	
			域内の町又は字の境界、都市計画区域界並びに土地の地	
			番及び形状を表示したもの	
	5 土地利用	1/1,000	・方位 ・ 開発区域及び工区の境界	
	計画図	以上	・主要構造物の標高	
			・公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及びさく	
			又はへいの位置	
			・ 開発区域内外の道路の位置、形状及び幅員	
			・表面水の流れ方向	
			・排水施設の位置、形状及び水の流れの方向	
			・都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形	
			状及び名称	
			・ 消防水利の位置及び形状	
			・調整池の位置及び形状、調整容量	
			(多目的利用の場合にあっては、専用部分と多目的利用部分の区分)	

チェック	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
			・河川その他の公共施設の位置及び形状	
			 ・予定建築物等の敷地の形状及び面積	
			 ・敷地に係る予定建築物等の用途、規模	
			 ・公益的施設の敷地の位置、形状、名称及び面積	
			 ・樹木又は樹木の集団の位置	
			 ・緩衝帯の位置、形状及び幅員	
			 • 法面(がけを含む)の位置及び形状、勾配	
			• 擁壁の位置及び種類	
	6 造成計画	1/1,000	• 方位	
	平面図	以上	・開発区域及び工区の境界	
			• 標高差を示す等高線	・等高線は細線で表示すること
			・切土又は盛土をする土地の部分	・ 切土又は盛土をする土地の部分
			・擁壁の位置、種類及び高さ	は次により着色すること。
			・法面(がけを含む。)の位置、形状及び勾配	切土=黄 盛土=赤
			・ 道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交差点の計画高	・切土又は盛土をする土地の
			・調整池の位置及び形状	部分で表土の復元等の措置
			・ 予定建築物等の敷地の形状及び計画高	を講ずるものがあるとき
			・造成計画断面図、がけの断面図及び擁壁の断面図に表示	は、その部分を図示するこ
			する断面の位置	と。
	7 造成計画	1/1,000	・ 開発区域及び工区の境界	・切土又は盛土をする土地
	断面図	以上	・切土又は盛土をする前後の地盤面	の部分は次により着色
			•計画地盤高	すること。
				切土=黄 盛土=赤
	8 排水施設	1/500	• 開発区域及び工区の境界	
	計画平面図	以上	・排水区域の区域界	
			・調整池の位置及び形状	
			・都市計画に定められた排水施設の位置、形状及び名称	
			・道路側溝その他の排水施設の位置、形状及び種類	
			・排水管の勾配及び管径	
			・人孔の位置及び人孔間距離	
			・水の流れの方向	
			・吐口の位置	
			・放流先河川又は水路の名称、位置及び形状	
			・ 予定建築物等の敷地の形状及び計画高	
			・道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高	
			・法面(がけを含む)又は擁壁の位置及び形状	
	9 給水施設	1/500	• 開発区域及び工区の境界	• 自己の居住用住宅の
	計画平面図	以上	・給水施設の位置、形状、内のり寸法	建築を目的とする開
			• 取水方法	発行為を除く。
			・消火栓の位置	
			• 予定建築物等の敷地の形状	

チェック	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
	10 がけの	1/50	・がけの高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上である	・切土をした土地の部分に生
	断面図	以上	ときは、それぞれの土質及び地層の厚さ)	ずる高さ2mを超えるが
			・切土又は盛土をする前後の地盤面	け、盛土をした土地の部分
			・ 小段の位置及び幅	に生ずる高さ1mを超える
			・石張、張芝、モルタルの吹付け等のがけ面の保護の方法	がけ、切土・盛土を同時に
				した土地の部分に生ずる高
				さ2mを超えるがけ及び自
				然がけについて作成するこ
				ک 。
				 ・ 擁壁でおおわれるがけ面に
				ついては、土質に関する事
				項は、示すことを要しな
				υ <i>\</i> 。
	11 擁壁の	1/50	・ 擁壁の寸法、勾配並びに材料の種類及び寸法	
	断面図	以上	• 裏込めコンクリートの寸法	
			• 透水層の位置及び寸法	
			• 擁壁を設置する前後の地盤面	
			・基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	
			• 鉄筋の位置及び径	
			・水抜き穴の材料、寸法及び位置	・配筋図を含む
	12 求積図	1/1,000以上	• 開発区域の面積	
		ただし、開		
		発面積が		
		20ha以上		
		のものは		
		1/3,000以上		
	13 防災工事計	1/1,000	• 方位	• 開発地が山地で大規
	画平面図	以上	・開発区域及び工区の境界	模な開発の場合に作
		ただし、開	・標高差を示す等高線	成すること
		発面積が	• 計画道路線	
		20ha以上	・防災施設の位置、形状、寸法及び種類	
		のものは	• 段切位置	
		1/3,000	• 表土除去位置	
		以上	・ヘドロ除去位置、除去深さ	
			・工事中の雨水排水経路	
			• 防災施設の設置時期及び期間	
	 14 防災施設構	1/100	 ・調整池、砂防ダムその他の防災施設の構造	
	造図	以上		
	15 構造計算書		・鉄筋コンクリート擁壁、重力式コンクリート擁壁その他	
			の構造物の構造計算	
	<u> </u>			<u>I</u>

チェック	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考	
	16 安定計算書		・擁壁で保護しないがけの安定計算等		
	17 水理計算書		• 放流先河川又は水路の流下能力		
			• 開発区域内排水施設の排水能力		
			・調整池の容量、放流口及び余水吐の断面等		
	18 土地調査		・ 土質の状況	・ 軟弱地盤等を含む場	
	書及び地盤改		・ 地盤改良の計画	合に添付すること	
	良計画図書				
	19 その他市		• 公共施設新旧対照図		
	長が必要と認		法第32条同意・協議書の内容が、現況図、公図写及び土地利用計画図によっ		
	める図書		て容易に把握されない場合には添付すること。	て容易に把握されない場合には添付すること。	
			• 道路縦断面図、道路横断図、道路断面構造図、排水施設	構造図、公園計画平面図	
			等		
			法第32条協議の結果、市等に移管されないこととされ	れた場合又は同協議が成	
			立しなかった場合には添付すること		
			・その他審査上特に必要と認める図書		

注意事項

- 1 申請図書はA4判に製本すること。
- 2 設計図書には設計者が記名すること。
- 3 設計図書のうち併記可能なものは、別葉としなくてもよい(この場合には、2種類程度を限度とする。) 逆に、一葉の図面に明示すべき事項全てを表記することが困難である場合には、別葉としてもよい。
- 4 上表に掲げる縮尺によることが不適当である場合は、適切な縮尺で作成すること。
- 5 設計図書に用いる凡例は、付表(申請図書の凡例一覧表)に掲げるところによることとし、用いた凡例を各図面に表示すること。

付表(申請図書の凡例一覧表)

名 称	記 号	名	称	記 号	ļ	名 移	ĸ	記 号
開発区域境界線		雨水	管 渠]	,	雨水角形	入孔	
工 区 境 界	第·1 工区 第·2 工区	汚 水	管 渠	·	-	汚水角形.	入孔	-
街 区 番 号	街区番号 計画高	合 流	管 渠]		河	Щ	***************************************
宅 地 番 号	か 敷地面積 予定建築物の用途	既 設	管 渠			法	面	
公共公益用地	大住 FH 耐 敷地面積	横断	管 渠	種 別	===	間知ブロック和	擁壁	H=2.5
造成計画高	公共公益施設の名称 公園 計画高	円	形	① 内	径	重力式扬	証 壁	H=3.0
敷地面積	敷地面積	暗馬路	帝 形	① 巾×着	うさ	R C 擁	壁	H=3.0
B M	TBM H=10.00	渠 矩	形	市×市	言さ	給 水	管	Φ
位置		卵	形	▽ 呼び	名	制 水	弁	X
高さ	3 → 道路番号	U形側溝	及び寸法	U-00	_	消防水利	施設	消火枠 防火水槽は実在 (ア) (ア) の形にする
道路番号及び巾員 勾配、延長	6.5 中 貞 i = 3.0%	開L形側溝	及び寸法	L- 0 0		階	段	
変 化 点	ℓ = 30.00	Lu形側溝	及び寸法	LU-00		ガードレ・	ール	
管番号)	渠 グレーチ	ング側溝	巾×高		ガードフェ	ンス	~~~
管径	用水 ①	その化	也開渠		あさ	落石防	隻 柵	~~~~
勾 配	// / / / / / / / / / / / / / / / / / /	枡	類			車 止	め	可動式又は固定式 ○○
管 延 長	L=	雨水円冊	16 入孔	0		樹	木	× × × ×
流水方向		汚水円飛	肜入孔	•		緩衝	帯	

開発許可等手数料一覧表

※1申請につき1件とする。

令和5年3月現在

該当条項	種別	面積(ha)	単価(円)
	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行	O.1未満	8,600
	う開発行為の場合(自己居住用)	0.1~0.3未満	22,000
		O.1未満	13,000
	主として、住宅以外の建築 物で自己の業務の用に供す	0.1~0.3未満	30,000
	るものの建築又は自己の業 務の用に供する特定工作物	0.3~0.6未満	65,000
	の建築の用に供する目的で	0.6~1.0未満	120,000
	行う開発行為の場合(自己 業務用)	1.0~3.0未満	200,000
都市計画法第29条第1項の規定		3.0~6.0未満	270,000
に基づく開発行為の許可の申請 		O.1未満	86,000
		0.1~0.3未満	130,000
		0.3~0.6未満	190,000
	 その他の場合(非自己用)	0.6~1.0未満	260,000
		1.0~3.0未満	390,000
		3.0~6.0未満	510,000
		6.0~10.0未満	660,000
		10.0以上	870,000
	自己居住用	0.1~0.3未満	860
		O.1未満	1,300
		0.1~0.3未満	3,000
	 自己業務用	0.3~0.6未満	6,500
		0.6~1.0未満	12,000
		1.0~3.0未満	20,000
		3.0~6.0未満	27,000
都市計画法第35条の2の規定に 基づく開発行為の変更許可の申		O.1未満	8,600
請		0.1~0.3未満	13,000
		0.3~0.6未満	19,000
	 その他の場合(非自己用)	0.6~1.0未満	26,000
		1.0~3.0未満	39,000
		3.0~6.0未満	51,000
		6.0~10.0未満	66,000
		10.0以上	87,000
	その他の変更		10,000
都市計画法第42条第1項ただし書 の規定に基づく予定建築物等以外の 建築等の許可申請			26,000

(5) 工事着手届及び開発行為許可標識掲示について

開発許可を受けたものは、工事を着手する前に下記書類を市に提出するとともに、開発行為等許可標識を開発現場の見やすい場所に掲示する必要があります。

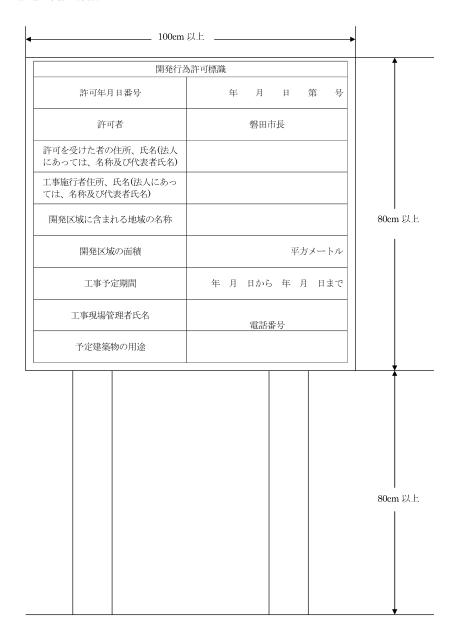
提出書類

- ①工事着手届【記載例:P44】 1部提出
- ②工程表 ③開発行為許可標識を掲示したことが分かる写真

開発行為許可標識(細則様式第3号)

都市計画法施行細則

様式第3号(第5条関係)



(6)変更届及び変更承認申請について

開発許可を受けた者は、当初の計画から変更が生じた場合は、速やかに変更の許可を 受ける必要があります。

~開発行為等事務処理要領より抜粋~

(開発行為の変更の許可等)

法第35条の2第1項若しくは第4項の規定による開発行為の変更の許可等に関しては、次の要領により行うものとする。

- ①開発行為変更許可(協議)申請書(様式第32号)は、次に掲げる図書を添えて、 提出するものとする。 【記載例:P45】 2部提出(正本1部、副本1部)
 - ア 変更しようとする理由を示す書類
 - イ 変更事項新旧対照表(変更事項については変更前と変更後を対象としてもの)
 - ウ 変更箇所が確認できる図書(設計図書等作成要領チェックシート参照)
- ②法第35条の2第3項に規定にする**軽微な変更**は次に掲げるものとし、開発行為変更届(様式第33号)を市に提出するものとする。 【記載例:P46】 **1部提出**
 - ア 設計変更のうち予定建築物等の敷地の形状の変更(但し、次のものを除く)
 - ・予定建築物等の敷地の規模の 1/10 以上の増減を伴うもの
 - ・住宅以外の建築物又は第 1 種特定工作物の敷地の規模の増加を伴うもので、 当該敷地の規模が 1,000 ㎡以上となるもの。
 - イ 工事施工者の変更。ただし、主として、自己用住宅の開発行為又は自己業務用の建築物の開発行為(開発区域の面積が1ha以上は除く)以外の開発行為は、工事施工者の氏名、名称又は住所の変更に限る。
 - ウ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更
- ※軽微な変更以外の変更については、都市計画課にご相談ください

(7)制限解除の手続き及び検査について

制限解除の手続きについて

~都市計画法より抜粋~

法37条(建築制限等)

開発許可を受けた開発区域内の土地については、前条第 3 項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の一つに該当するときは、この限りではない。

- ①当該開発行為に関する工事用の仮設建築物(特定工作物)を建築(建設)するとき、 その他都道府県知事(磐田市)が支障ないと認めたとき。
- ②第33条第1項第14条に規定する同意をしていない者が、その権利として建築物を建築し、又は特定工作物を建設するとき。

※その他都道府県知事(磐田市)が支障ないと認めたとき。とは?

次に掲げる事項の一に該当し、安全上支障がなく、かつ、開発行為が許可どおり行われる見通しのある場合とする。

なお、公共施設に関する工事が完了していないものについては、行わない。 ただし、施工上等の理由によりやむを得ないもので、工事の進捗状況により確実に 完了すると認められるものはこの限りではない。

- ア 住宅地造成等で、官公署、汚水処理場その他の公益的施設を先行的に建設するもの
- イ 開発行為に関する工事と建築等の工事が重複し、建築等の工事に着手しない と開発行為に関する工事が完了しないもの
- ウ 開発行為に関する工事の完了前に建築等に着手しないと、工事に著しい手戻 りが生ずるもの
- エ 収用対象事業の施行により移転又は除却するために必要となったもの
- オ その他特に必要があると認められるもの

【申請書類について】

①開発区域内における建築等制限解除申請書(様式第 26 号)と次に掲げる図書を添えて、市に提出してください。 【記載例:P47】 2部提出(正本1部、副本1部)

- ア 開発区域位置図(縮尺1/50,000以上)
- イ 許可に係る土地利用計画図
- ウ 建築物等の位置図、配置図
- エ 建築物等の平面図及び立面図(縮尺1/200以上)
- オ 建築物等の用途、構造、規模(建築面積、延べ面積及び階数)及び棟数を示す 書面
- 力 防災施設の出来形図(許可に係る防災施設構造図に設計値と出来形を対照した もの。)
- キ 擁壁の出来形図(許可に係る擁壁の断面図に設計値と出来形を対照したもの。)
- ク 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者若しくは管理者となるべき者の工事の検査結果を示す書面及び進捗状況を示す書面
- ケ 工事の施行状況が確認できる写真(静岡県の定める「写真の整備について」の 要領を参照)
- コ 建築工事工程表
- サ 品質管理表

制限解除の検査について

建築等の制限解除の審査については、書類審査と現場の検査を行います。(※現場検査については、完了検査に準じるものとします。)

1)書類審査

遅くとも、現場検査の10日前までには市へ書類を提出してください。

②現場検査

- ・現地検査では、防災施設(調整池)、擁壁、排水施設等を中心に検査をいたします。
- 高さや寸法を測定しますので、巻尺、レベルを測定する機器の準備をお願いします。

【制限解除検査結果通知について】

- ①制限解除検査実施後、下記書類を提出してください。
- 検査値が記載の図面等の書類(比較が分かるように色分けをしてください)
- ・手直し・指示事項の報告(完了報告書 様式 23号)
- ②内容を確認のうえ、決裁終了後に申請者に解除の通知をお渡しします。

(8) 工事の完了及び検査について

~都市計画法より抜粋~

法第36条(工事の完了の検査)

開発許可を受けた者は、当該開発区域(開発区域を工区に分けたときは、工区)の全部について当該開発行為に関する工事(当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事)を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- ① 工事が完了した場合は速やかに、工事完了届(様式第20号)に添付資料を添えて提出してください。 【記載例:P48】 1部提出
 - ア 開発区域位置図 (縮尺 1/50,000 以上)
 - イ 許可に係る造成計画平面図
 - ウ 防災計画の出来形図(許可に係る防災施設構造図に計画値と出来形を対照したもの。)
 - エ 擁壁の出来形図(許可に係る擁壁の断面図に計画値と出来形を対照したもの)
 - オ 区画確定測量図(各区画の確定面積を明示したもの。宅地分譲に限る。)
 - 力 公共施設に関する工事について当該施設の管理者又は管理者となるべき者の 工事の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す書類(検査不要又は検査未実 施の場合は、その旨工事完了届出書の余白に記載すること)
 - キ 工事の施行状況が確認できる写真(静岡県の定める「写真の整備について」の 要領を参照)
 - ク 実質工程表
 - ケー品質管理表
 - コ 最終許可書の写し
- ② 完了検査は、関係機関及び開発者立会いの上で、原則として静岡県の定める「開発行為に関する工事検査要領」により行うものとする。
- ③ 検査の結果、手直工事等の指示を受けた開発者は、指示に係る工事等を完了させ、 手直工事(指示事項)完了報告書(様式第23号)を、次に掲げる図書を添えて、 市に提出するものとする。

- ア 手直工事箇所の位置図(造成計画平面図を利用すること。)
- イ 工事前及び工事完了後の写真
- ④ 手直工事については、再検査を行うものとする。なお、写真で手直の内容が確認できる場合は、現場検査を省略できるものとする。
- ⑤ 検査又は再検査の結果、開発行為に関する工事が当該開発許可の内容に適合していると認めたときは、開発者に開発行為に関する工事の検査済証(様式第 24 号)を交付いたします。

(9) 寄付申込みについて

先に公共施設管理者との法 32 条協議(道路・水路・調整池・公園等)にて、市へ移 管するものについて、工事完了公告後、寄付申込の受付を行います。

①寄付申し込み申請書類

	提出書類	注意事項
ア	寄付申込書	寄付する内容について記載【記載例: P49】
		公共施設(道路、水路、公園等)は帰属とする
1	登記承諾書	調整池、ゴミ置場等は寄付とする
		日付は完了公告の翌日とする
		抵当権等が付いていないことを確認すること
ウ	土地の全部事項証明書	所有権は申請者であること
		(交換がある場合はその土地も含むこと)
I	報告的な登記原因証明情報	登記の原因ごと添付
	数ロツる空心が区間と関係	(交換がある場合はその土地も含むこと)
才	印鑑証明	3ヶ月以内のもの(所管の法務局であれば不要)
カ	会社謄本	所管の法務局であれば不要
+	開発行為検査済証の写し	
ク	公図写し	
ケ	位置図	
	土地利用計画平面図	
+	寄付・帰属部の詳細図	正本は全て
ן ע	可り・帰馬のり計補凶	副本については、関係する部分のみ添付
シ	求積図(地積測量図)	(交換がある場合はその土地も含むこと)
ス	確約書(宅造の場合)	

※登記承諾書、印鑑証明、会社謄本、報告的な登記原因証明情報の原本は別として、 写しを正・副本に添付

②必要部数(寄付•帰属先関係各課分)

○正本 1部 (寄付・帰属する全ての詳細図を添付)

「都市整備課(公園、緑地、造成森林)

○副本 関係課各1部 ごみ対策課(ごみ置場)

消防本部警防課(防火水槽)

3 申請書類の記載例について

- ・都市計画法第32条の規定に基づく同意申請書
- ・新設する公共施設一覧表(様式第9号)
- 開発行為許可申請書(様式第5号)
- 設計説明書(様式第7号)
- 工事着手届(様式第18号)
- 開発行為変更許可(協議)申請書(様式第32号)
- 開発行為変更届(様式第33号)
- ・ 開発区域内における建築等制限解除申請書 (様式第26号)
- ・工事完了届出書(様式第20号)
- 寄付申込書

都市計画法第32条の規定に基づく同意申請書

筆を全て記載。筆数が多い場合は は外○筆 と記載

開発区域に含ま れる地域の名称	磐田市〇〇字〇〇123番45
開発行為の目的	宅地造成 30区画 開発の目的を記載
開発区域の面積	登記面積 7,998 ㎡ 実測面積 8,000 ㎡
工期 (予定)	令和 5 年 〇月 〇日~ 令和 6 年 〇月 〇日
添付書類	(1) 位置図 (2) 公図写 (3) 計画平面図 (4) 求積図 (5) 構造図 (6) その他必要とする書類
連絡先	住所 磐田市国府台〇番地〇 氏名 行政書士 〇〇〇〇 電話 0538-37-4935

上記のとおり、新たに設置する公共施設を磐田市財産とすることについて同意を得たく、都市計画法32条の規定に基づき申請します。

申請日を記載

令和 〇 年 〇 月 〇 日

磐田市長

開発許可申請者 住所 磐田市国府台3番地1

申請者の住所・氏名を 記載。印鑑は不要

氏名 **株式会社** 〇〇〇〇 **代表取締役** 〇〇 〇〇

記載例

新設する公共施設 について記載

新設する公共施設一覧表

帰属する担当課 について記載

新設する公共施設	新旧対照図に 付した番号	概		要	管理者となるべ	
の名称		延長	幅 員 (管径)	面積	き者の名称	摘要
開発道路	А	00.00	6. 00 m	m²	磐田市	道路河川課
下水道本管	В	00.00	ФОО		磐田市	上下水道工事課
下水道取付管	В	00.00	ФОО		磐田市	上下水道工事課
ゴミ置場	С	00.00	0.00	000.00	磐田市	ごみ対策課

上記のとおり都市計画法第32条に規定する協議を了したことを証します。

年 月 日

(公共施設管理者)

囙

- (注) 1 新設する公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入すること。
 - 2 概要の欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については道路敷の面積を記入すること。
 - 3 拡幅の場合は、従前の公共施設の番号、幅員等を摘要の欄に記入すること。

開発行為許可申請書

為の記	†計画法第 29 条第 1 項(第 2 項) Ø 中可を申請します。 令和○年 ○月 ○日)規定により開発行 ※手数料欄				
	磐田市長 可申請者 住 所 磐田市国府 氏 名 株式会社 〇 代表取締役	申請者の住所・氏名を記載。印鑑は不要				
	電話番号 0538-37-49	35 筆を全て記載。筆数が多い場合は、 別紙に地番一覧表を添付				
開発行為	1 開発区域に含まれる か	磐田市○○字123番45				
	2開発区域の面積	登記面積 7,998 実測面積 8,000 平方メートル				
	3 予定建築物等の用途	専用住宅 予定建築物の用途を記載				
	4工事施行者住所氏名	未定 行者の住所・氏名が記載(未定でも可)				
	5工事着手予定年月日	許可の日から エ事着手目を記載 (許可の日からでも可)				
(T)	6工事完了予定年月日	工事着手後6ヶ月 エ事完了日を記載 (工事着手後〇ヶ月でも可				
概要	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの 自己の居住用」「自己の業務用」 その他」を記載				
	8 法第 3 4 条の該当号及び該当する理由	※市街化調整区域で法34条の該当号を記載(例:法第34条第○号該当)				
	9その他必要な事項	農地法5条届出 農地法の許可申請が必要な場合は記載				
※ 5	受 付 番 号					
※ i	 中可に附した条件					
※ ∄	许 可 番 号	年 月 日 第 号				

備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。

- 2 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行なわれる場合に記載すること。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 4 「工事着手予定年月日」の欄には、「許可の日から」、又は「許可の日から何ケ月後」等と記入すること。
- 5 「工事完了予定年月日」の欄には、「工事着手後何ケ月」等と記入すること。
- 6 申請書に関する連絡先を欄外に記載すること。

※宅地分譲の場合

記載例

様式第7号(要領第4関係)

設計 説明書

事業の目的、内容等、事業計画の 概要が記載されているか

- 事業計画の概要 (参考例)
 - (1)申請地は磐田駅より北へ約〇.〇kmに位置し、標高は約〇~〇mで南側へ〇.〇%程度の緩い傾斜のある土地です。新設する6m道路は、市道〇〇号線に接続させ、計画地に接する道路の幅員を6.5mに拡幅して交通の便を向上させます。上水道については市道〇〇線に埋設されている既設管に接続し、雨水排水については、調整池に流入し許容放流量に制限して放流します。ごみ集積場を1箇所設置し管理は〇〇自治会にて行います。
 - ② 宅地分譲 30区画

将来計画なし

将来計画がある場合、申請との関連を示すこと

- (3) 法34条の各号に該当する理由:該当なし
- 2 計画地の現況

(1) 土地の地目別内訳等

市街化調整区域で法第34条に 該当する号とその理由を記載

区	分		公簿	実測面積			
		既取得地	未取得民有地	未取得公有地	計	面積	割合
宅	地						
	田		OOO m³			OOO m³	100 %
農	畑	地目ご	とに登記簿			実測面	直積を記入
地	その他	面積を	とに登記簿記入				
	小 計		OOO m³		OOO m³	OOO m³	100 %
Щ	林						
原	野						
公共公益用地							
ح (の 他)						
	計		7, 998 m³		7, 998 m³	8, 000 m ³	100 %

(注) 農地欄のその他には採草放牧地を記入すること。



(2) 計画地の現状

標高		地 00.00 r 均 00.00 r		値 OO.OOm 差 OO.OOm
	勾 配	面積	割 合	土地利用方針
傾 斜状	0度~15度	00.00	m ² 100.00%	宅地分譲用地
況	15度~30度			
	30度~45度			
	45 度以上			
地 層地 質の概 要	当該地は後背下程度から砂	湿地の水田であ 樂層等が確認さ には変状は見ら	れる。周囲の	O土質は粘性土だが地表から1m O道路舗装には亀裂が見られるが、
	○○○流域 面積 ha	流未経路	放流先 中間経路	例 ○調整地 (普) (普) (普) (普) (普) (普)
河川	全体面積の % %	VIII-14EE	河川法上の河川又は海	
計画地へ の交 通 路	取付ける 認定道路			(W= 00.00m) (W= 00.00m)
VII MI	進入路区間	W= 6.0 m	L=OO.	O m 現況地目 田

- (注) 1 「流末経路」の欄には、放流先から最終の流末河川までを系統ごとに記入すること。また河川の級 種別も記入すること。
 - 2 「取付ける認定道路」の欄には、開発区域内の道路が接続する開発区域外の道路又は開発区域内 の予定建築物等の敷地が接する開発区域外の道路について記載すること。なお、当該道路を拡幅す る場合には、現況幅員及び拡幅後の幅員をそれぞれ記載すること。
 - 3 「進入路区間」の欄には、開発区域内の道路と開発区域外の道路を接続するために設置する道路の 区間について記載すること。

規制を受ける法令について 全て記載されているか

(3) 土地利用規制現況等

根拠法令	規制の種別 (地域区分)	面	積	根拠法令	規制の種別 (地域区分)	面	積
国土利用計画法			ha	自然公園法			ha
都市計画法	市街化区域 第1種住居地域		0. 80ha	文化財保護法			
農振法 (農用地域)		()	宅地造成等規制法			
森林法				農地法	農地法第5条	0	. 80ha

- (注) 1 上記のほか規制を受ける法令については、すべて記入すること。
 - 2 国土利用計画法の欄には、土地利用基本計画による地域区分の細区分を記すこと。

内容について記載

3 土地利用計画

施設ごとに面積、割合が記載され、その数量、 規模についての概要が記載されているか

(1) 施設計画の概要

(1) 施設	計画の概要				
	施設名		面 積	割合	数量・規模等についての概要説明
(自己用を含む)	宅地		m²	70	宅地 30区画
	小言	计			
公共施	道路公園調整池	***	000 000 000	15 4 10	道路 W=OOm、L=OOm V=OO.Om³
設	小言	H	000	29	
公益	 ごみ集積: 	場	0.0	1	
施					
設	小	†	0.0	1	
そ の 他		****	*********		
	小	计			
合計			8, 000 m ²	100%	

住区街区の設定計画(分譲地、工場団地に係るもの)

街区数	4 街区	最大街区 面 積	2, 000 m ²	街区最長 辺 長	00.0 m
最大区画面積	230 m²	最小区画面積	170 ^{m²}	平均区画	186. 66 ^{m²}
予定建築物	(例) 住宅	集会所		その他	合 計
区画数	(例) 30				30

(注) 1 営業用施設

分譲用宅地、ゴルフ場のホール等計画の主たる目的とした施設。

2 公共施設

計画地内で整備しようとする道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供す貯水施設。

3 公益的施設

計画地内で整備しようとする水道、廃棄物処理施設、バス停、社会福祉施設、医療施設、公民館・集会所、変電所、官公署、教育施設等。

4 その他

上記1~3に区分されない施設、未利用地。

5 工区を設定する場合には、工区ごとにとりまとめること。

(2) 開発率

施行区域の面積に対する現地形又は現植生を変更する土地の面積の割合を記入すること。

$$\frac{8,000 \quad \frac{m^2}{m^2} \times 100 = 100}{8,000 \quad m^2} \times 100 = 100$$

地形又は植生を変更する面積 の割合が記載されていること



4 個別計画の明細

(1) 防災計画

(1) 例列机 国		
区分	種別	施設概要(構造等)
河川改修	(河川·水路名)	(例) L=○○m、W=○○m
防災施設	(調整池) 調整池 (砂防堰堤)	必要調整容量 V=○○○m³ HHWL=○.○○ HWL =○.○○ LWL =○.○○ 調整池容量 V=○○○m³
その他		

- (注) 1 開発行為において施行する防災計画を明らかにすること。
 - 2 施設には符号を付す等により図面と対照しやすいようにすること。
 - 3 流末河川について河川名を明示して現況・流下能力及び改修計画を明示すること。
 - 4 水理計算書を添付すること。
 - 5 流出土砂量計算書を添付すること。
 - 6 調整池容量計算書を添付すること(下流の流下能力の検討を含む。)。

(2) 生活用水計画(自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。)

計画給水区分	給水量等	積算の基礎			
司四和小区万	和 小 里 寺	和 水 里 寺 施設ごとの給水人口等			
計画年次	令和○年	(例)			
計画給水人口	001	分譲宅地			
1日1人当たり給水量	最大 〇〇1/日 平均 〇〇1/日	○区画(戸)×○人=○人	1人 m³/日 × =		
1日当たり給水量	最大 Om³/日 平均 Om³/日				
時間最大給水量	○. ○m³/時				

計画人口に対して適正な 計画となっているか (3) 工業用水計画(自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。)

区分用途	使 用 水 量	積算の基礎
ボイラー用水	m³∕∃	
原料用水		
製品処理及び洗浄用水		
冷却用水		
温調用水		
その他		
計		

(4) その他の用水計画 (自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。)

生活用水、工業用水以外の用水を使用する場合は、上記の例に準じて記載すること。

水源の種類により取水計画を記載すること

(5) 水源及び水量(自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。)

水源の和	锺別	水 量	等	備考		
7k	冶	水道の名称	最大受水量	△水▽汁鈴水承誌書な添付けること		
水 道		磐田市上水道	○○ m³/日	分水又は給水承諾書を添付すること。 給水承諾書又は地下水の持		
地下	水	くみ上げ地点	最大取水量	計画書等を添付すること 地下水の採取計画書を添付すること。		
, tr 1,	八		m³/日	地 水火水水川四音でがけりること。		
表流水		河川の名称	最大取水量	水利権許可書又はこれに準ずるものを済		
表流	/N '		m³/日	付すること。		

(6) 給水施設計画(自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。)

施設区分	規模・構造等についての説明
(例) 給水管	(参考例) 市道○○号線の既設管Φ75mmをΦ150mmに布設替えをし、計画 地内に新設管はΦ100mmとΦ50mmを布設し、市道○○号線にΦ 100mmを接合します。また、30宅地にΦ20mmを引き込みます。

計画される全ての排水施設(雨水、汚水)について、 規模・構造及び延長等が記載されているか (開発区域内と区域外とに区分して記入すること)

(7) 排水施設計画

施設区分	規模・構造	積算の基礎等
(例) 場内排水施設	PUB-300A	L=00m
場外排水施設	横断側溝G300A	L=00m

- (注) 1 雨水と雨水以外の下水、開発区域内と開発区域外とに区分して排水系統ごとに記入すること。
 - 2 4(1) 防災計画に掲げた施設の再掲は、不要である。

(8) 道路計画

	_'											
**n友云 /\	75	旦	7:1	Ħ	勾	T.	配	 最小E	曲線	(計 画)	/# :	<u>-17</u> .
道路区分	幅	員	延	長	最小	最大	平均	半	半 径	交通量	備 考	考
ハギの田辺		m	_	m		, .			m	台/日	○○道	
公道の現況	Ο.	O	0	O	0.0	0.0	0.0			00	00~00	分線
進入路			1								市等移管证	首
進八				1							$L = \bigcirc m$	
幹線道路			接続道路	各及び開発	€区域内(の新設道	路、					
字十////人旦 <i>以</i> 行	(開発区均 すること	への進入	、路等の計	画を記載	找					
支線道路									·			
火 脉坦岭												

- (注) 1 「公道の現況」の欄には、開発区域内の道路が接続する開発区域外の道路又は開発区域内の予定 建築物等の敷地が接する開発区域外の道路について記載すること。この場合、L=200メートルの 範囲で記載すること。
 - 2 「進入路」の欄には、開発区域内の道路と開発区域外の道路を接続するために設置する道路に

ついて記載すること。

し尿・雑排水・ゴミに区分してそれぞれの施設計画について、 処理方法・構造規模を明らかにすること

(9) 清掃施設計画

施設区分	処理方法	規模・構造	積算の基礎	備	考
し尿・生活排水 ゴミ(可燃・不燃)	下水道管·引込管 可·不燃物	00			

- (注) 1 し尿・雑排水・ごみに区分して、それぞれの施設計画を明らかにすること。
 - 2 施設の維持管理の責任及び処理水の水質等処理後の状況を備考欄に記入すること。

設置される消防水利がある場合はその規模・構造・配置について記載。 既存の施設で包含される場合は、その内容について記載し、 別に包含図を添付すること

(10) 消防用施設計画

施設区分	規模・構造	配置計画
既設消火栓	既設消火栓が計画地付近 にあり、半径120mにて 包含	警防課にて確認済み 別紙現況平面図を参照

(11) その他の施設計画

施設名	説	明

開発行為に伴って、公共施設又は公共施設を整備する計画がある場合は、その計画について記載すること

5 関連公共・公益的施設の整備

施 設 名 施設管理者		整備計画の明細	協議状況
市道〇〇線	磐田市道路河川課	00000000	協議済み

- (注) 1 開発行為に伴って、公共施設又は公益的施設を整備する計画がある場合は、この計画について記載すること。
 - 2 「協議状況」の欄には、当該施設の管理者との協議の状況を記載すること。

6 切土盛土の土量集計

土量計算書が添付されているか 土の採取地又は捨土場所、運搬経路、 採取方法、捨土方法等が記載されているか

符号	施工区域	切 土	盛土	残 土 不足土	残土・不足土の処理方法
	開発区域	m ³	m ³	m ³	具体的に記載。 別にある場合は別図参照と記載
	計				

- (注) 1 土量計算書を添付すること。
 - 2 符号は、符号欄と土量計算書と同一のものを付し対照しやすいようにすること。施工区域は適宜 区分すること。
 - 3 計画地外からの土砂の搬入又は、計画地外への土砂の搬出がある場合は、採取地捨土場所、運搬経路、採取方法、捨土方法について明記すること。なお、必要に応じて関係図面を添付すること。

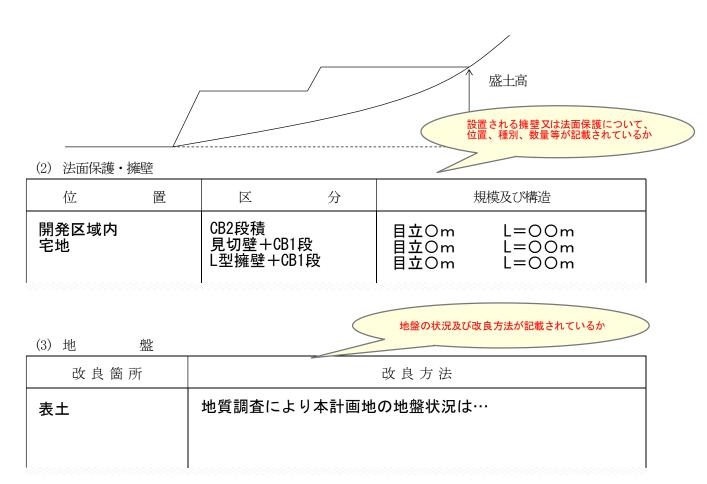
7 地盤・法面・擁壁等の安全対策

最大切盛高が記載されているか

(1) 切土·盛土

区	分	最大切盛高	法 勾 配	備考
切	土	O. Om	30度以下	
盛	土	O. Om	30度以下	

(注)盛土高の計算方法は、下図の例によること。



8 公園計画(自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。)

各公園の面積、出入り口の数、勾配、施設計画(利用者の安全確保のための施設、排水施設、植栽、遊戯施設等)等について記載すること。

なお、開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上 5ha 未満の開発行為であって、政令第 25 条第 6 号ただし書の 規定の適用を受ける場合にあっては、その理由を記載すること。 9 環境保全対策 (開発区域の面積が1~クタール未満のものは除く。)

(1) 樹木等の保存計画

区	分	分布状況	保存計画
樹	木	本 (㎡)	本 (㎡)
樹木の	の集団	m²	m²

- (注) 1 樹木とは、高さが10メートル以上の健全な樹木をいう。樹木が広範に分布する場合には、数量の単位は、平方メートルとする。
 - 2 樹木の集団とは、高さが5メートル以上で、かつ、面積が300平方メートル以上の健全な樹木の集団をいう。
 - 3 政令第28条の2第1号ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、その理由を記載する こと。

表土を復元する場合にあっては、切土・ 盛土の面積及び復元計画が記載されているか

(2) 表土の復元等の計画

ア 高さが1メートルを越える切土又は盛土をする土地の面積

区	分	面積
切	土	m²
盛	土	
合	計	

イ アの土地に対する表土の復元等の措置 (アの土地の合計の面積が 1,000 平方メートル未満のものは 除く。)

区分	面積
表土の復元	m²
客 土	
土壌の改良	
その他	
合 計	

(3) 緩衝帯の配置計画

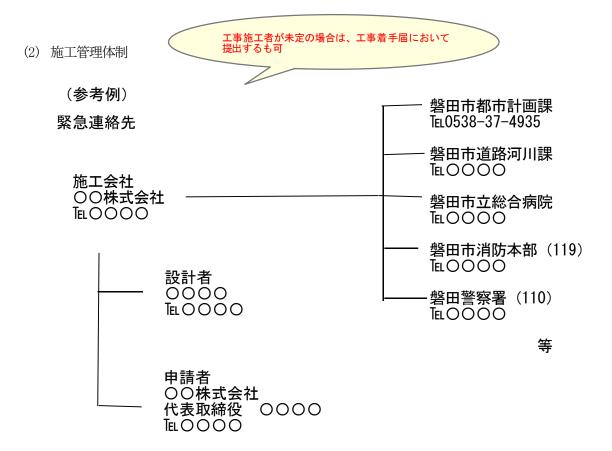
緩衝帯の配置計画、幅員及び緑化の方針について記載すること。

なお、政令第28条の3ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、その理由を記載すること。

10 工事中の災害防止等の計画

(1) 土砂流出防止計画等

区分	(参考例) 具体的な対策等
土砂流出・崩壊 防 止	地区外に流出しないように外周壁及び調整池を先行し、 雨水・土砂等の流出を防ぎます。
水質汚濁防止	施工中において、要所に沈砂部を設けて、水質汚濁 防止に努めます。
飲料水確保	各自、水筒等により確保します。
交通安全対策	大型車両の進入等は時間制限を行い、必要に応じて 交通整理人を配置し、安全対策に努めます。
騒 音 対 策	低騒音型の建設機械を利用し、近隣住民の生活に 支障のないよう配慮する。
その他	



(注) 工事中の現場管理体制、特に非常時の連絡体制を記載すること。工事施行者が未定で許可を受ける場合に は、工事着手届において明らかにする旨記載し、工事着手届に添付してもよい。

11 施設完成後の管理計画等

	施設名	管 理 者	管理方法等
営業用施設	宅地	購入者	購入者が管理する
公	道路(区画道路)	磐田市道路河川課	日常管理は地元対応、 修繕は道路河川課で対応
共	調整池	磐田市道路河川課	日常管理は地元対応、 修繕は道路河川課で対応
施	公園	磐田市都市整備課	日常管理は地元対応、 修繕は都市整備課で対応
設	ゴミ置き場	磐田市ごみ対策課	日常管理は地元対応、 修繕は道路河川課で対応、 ごみ倉庫は自治会で対応
公益的施設			
そ			販売されるまでは、販売会社 にて管理する
0			
他			

- (注) 1 3土地利用計画(1) 施設計画の概要に掲げた施設区分に従い、施設完成後の当該施設の管理者 及び管理方法等について記載すること。
 - 2 公共施設又は公益的施設であって、公共団体に移管されないものについては、その管理方法等を特に詳細に記載すること。

記載例

様式第 18 号(要領第 6 関係)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)(細則様式第 1 号)

工 事 着 手 届



令和○年 ○月 ○日

磐田市長

申請者の住所・氏名を 記載。印鑑は不要

届出者 住 所 磐田市国府台3番地1

 株式会社
 〇〇〇〇

 氏
 名
 代表取締役
 〇〇〇〇

電話番号 0000-00-000

開発行為の工事に着手しますので、都市計画法施行細則第3条の規定により届け出ま

す。 開発許可日、番号について記載 許可(協議成立) 令和○年 ○月 ○日 磐建計 第7-○○号 年 月 日 番 号 筆を全て記載。筆数が多い場合は、 外〇筆 と記載 開発区域に含まれる 磐田市〇〇字〇〇123番45 批 域の名 称 〇 月 O E 着 丰 令和〇 年 年月日 工事 完了予定 〇月 令和〇年 O 🗄 完了予定 株式会社 〇〇〇〇 工期の日程を記載 工 氏 名 代表取締役 〇〇〇〇 事 施 住 所 磐田市〇〇〇〇番地〇 工事施工者に ついて記載 行 同上 者 連 絡 場 所 電話番号 0000-00-000 株式会社 〇〇〇〇 現 氏 名 代表取締役 〇〇〇〇 現場管理者に 場 ついて記載 管 住 所 磐田市〇〇〇〇番地〇 理 同上 者 連 絡 場 所 電話番号 0000-00-000

※添付書類 工程表、開発行為許可標識の写真、その他必要と求められた書類

様式第 32 号(要領第 13 関係)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)(細則様式第 4 号)



開発行為変更許可(協議)申請書

令和〇年〇月〇日

磐田市長

申請者の住所・氏名を記載。印鑑は不要

申請者 住所 磐田市国府台3番地1

氏名 株式会社 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇

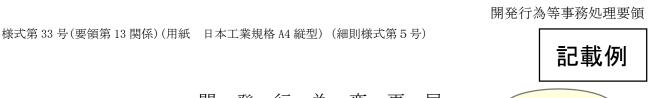
電話 0000-00-000

変更前、変更後 の内容を記載

次のとおり開発行為の変更の許可を受けた。ので、都市計画法第35条の2第2項(第4項) の規定により申請します。

			_				
区	分	変	更	前	変	更	後
開	開発区域に含まれる地 域 の 名 称	磐田市〇〇: 外11		番		〇字〇〇7 11筆	/89番
発行為	開発区域の面積	7, 200. 65	平方メー	トル	7, 200.	65 平方>	ペートル
0)	予定建築物等の用途	工場			工場		
変更	工事施行者住所氏名	磐田市〇〇45株式会社 〇	番地		磐田市〇 株式会社	〇45番地 〇〇〇〇	
の概要	法第34条の該当号及び 該 当 す る 理 由				変っ	更する理由に いて記載	
	その他必要な事項					C 110 4W	
変	更 の 理 由	・予定建築物の ・緑地及び駐車	形状及び面積 場の配置の変	動の変更 変更 変更	・構造物の ・調整池及	仕様及び形状 び側溝の形状	の変更 の変更
開発	許可の許可(協議成立)番号	ŕ	3和〇年〇	月〇日	磐建計	第7-00	00号
*	受 付 番 号		年	月	日	第	号
*	変更の許可(協議成立)に付した条件	開発許可日、について記載					
*	変更の許可の許可(協議成立)番号	12 JV. Cil.#	年	月	日	第	号

- (注) 1 *印のある欄は、記載しないこと。
 - 2 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
 - 3 「その他必要な事項」の欄は、開発行為の変更を行うことについて、農地法 その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載す ること。
 - 4 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更を伴う場合には、 「開発行為変更届」を添付すること。



開発行為変更届

✓令和○ 年 ○ 月 ○ 日

申請日を記載

磐田市長

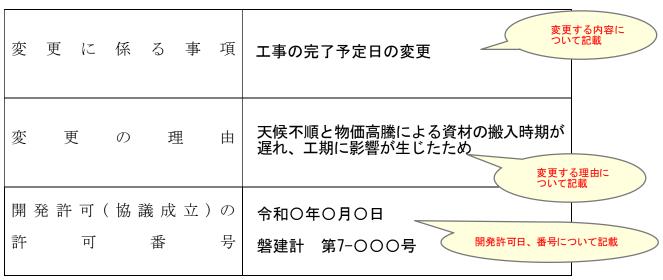


届出者 住 所 磐田市国府台3番地1

氏 名 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

電話番号 0000-00-000

次のとおり開発行為の変更をしたので、都市計画法第35条の2第3項の規定により届け出ます。



(注)変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

添付資料…・変更事項新旧対照表(変更事項については変更前と変更後を対照としているもの) ・変更箇所が確認できる書類 様式第 26 号(要領第 10 関係)(用紙 日本工業規格 A 4 縦型)(細則様式第 6 号)

申請日を記載

開発区域内における建築等制限解除申請書

令和〇 年 〇 月 〇 日

磐田市長

申請者 住所 磐田市国府台3番地1

申請者の住所・氏名を 記載。印鑑は不要

氏名 株式会社 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇

電話 0000-00-000

都市計画法第37条第1号の規定により、開発区域内の土地における建築等の制限解除を申請します。 _______

開発許可番号、区域の名称、予定建築物等 について記載

開発行為許可(協議成立) 年 月 日 番 号	令和〇年〇月〇日 磐建計 第7-〇〇〇号
開発区域に含まれる地域の名称	磐田市〇〇字〇〇1、2-1、3-4、3-5
建築等の制限解除を申請する 土地の区域	同上
予定建築物等の用途、構造	用途 診療所 構造 鉄骨造2階建 建築面積 〇〇〇㎡、延床面積〇〇〇㎡
申請の理由	開発行為に関する工事の完了前に建築等に着手 しないと工事に著しい手戻りが生じるため

添付書類

- 1 申請地位置図……S=1/1,000以上の開発許可を受けた土地利用計画図に敷地 の位置を赤線で囲み表示すること。
- 2 予定建築物位置図、平面図、立面図……S=1/100程度、別途建築確認申請と 同一のもの
- 3 現況写真……手札判程度の大きさのもの

工事完了届出書



令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

磐田市長



都市計画法第 36 条第 1 項の規定により、開発行為に関する工事 (許可(協議成立)番号 令和〇年〇月〇日 磐建計第 7-〇〇〇号 が下記のとおり完了しましたので届け出ま

す。 開発許可日、番号 について記載

記

1 工事完了年月日

令和O 年 O 月 O 日

2 工事を完了した開発区域又は

磐田市〇〇字〇〇123番45

工区に含まれる地域の名称

※ 受付番号	年	月	日	第	号
※ 検査年月日		年	月	日	
※ 検 査 結 果		合		否	
※ 検査済証番号	年	月	日	第	号
※ 工事完了公告年月日		年	月	日	

備考 ※印のある欄は記載しないこと。



記載例

寄 付 申 込 書

令和 〇 年 〇 月 〇 日

磐田市長

申請者の住所・氏名を 記載。印鑑は必要です

申込人 住 所

磐田市国府台3番地1

寄付の内容について ついて記載

氏 名

株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

EI

次の通り寄付したいので申し込みます。

1. 寄付物件の表示

(1) 名称(用途)、所在及び地番

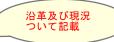
名	称	地	目	所在及び地種	昏	管理者	用地の帰属
道路		公衆用道	[路	磐田市○○字○○(000-0	磐田市	磐田市

(2) 地目、種類、構造及び数量

地	番	地目	登記面積	実測面積	構造及び数量	備考
磐田市〇〇字〇〇	000-0	公衆用道路	m^2	m^2	アスファルト舗装	> + πα
○○字△△	000-0	"	m²	m^2	道路側溝蓋付	道路
磐田市○○字□□	000-0	公園	m²	m²	遊具及び植栽	公園

(3) 沿革及び現況

開発行為に関する工事が完了し、磐田市において公告済み



2. 寄付しようとする理由

開発行為に関する工事が完了したので、道路用地、水路用地、公園用地、調整池、ゴミ集積 所等公共用地及び公共公益施設を磐田市に寄付したい。

- 3. 寄付物件の見積価格
- 4. 寄付条件
- 5. 添付書類

土地の登記記載事項証明書 所有権移転登記承諾書 関係図面



4 開発登録簿について

~都市計画法より抜粋~

(開発登録簿)

第 46 条 都道府県知事は、開発登録簿(以下「登録簿」という。)を調製し、保管しなければならない

都市計画課にて、下記書類を保管します。閲覧されたい場合、写しの交付が必要な場合は、都市計画課窓口までお越しください。

(1) 開発登録簿の保管について

1)開発登録簿

開発許可の年月日、予定建築物等の用途、公共施設の種類、位置及び区域、 開発許可の内容、第41条第1項の規定による制限の内容 等の記載

②位置図及び土地利用計画平面図、 区画確定測量図【各区画の確定面積を明示したもの(宅地分譲に限る)】

(2) 閲覧及び写しの交付について

①閲覧する場合は、閲覧申請簿に記載のうえ、閲覧していただきます。 開発登録簿の写しを希望される場合は、窓口にある「開発登録簿謄本交付申請書」 にて申請いただき、写しを交付いたします。

②手数料について

- ・閲覧は無料です。
- ・写しの交付を希望する場合は 1部 470円 になります。

開発許可制度の概要及び申請方法 の手引き

令和5年3月印刷 令和5年3月発行

編集•発行 磐田市建設部都市計画課